

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和5年8月14日

今治市長 徳永 繁 樹



1 業務概要

(1) 業務名

地域子育て支援拠点事業

(2) 業務の目的

地域子育て支援拠点事業は、0歳から概ね3歳までの乳幼児とその保護者が共に遊ぶ場を提供することで、職員や同じ子育て中の親子と交流し、育児の孤立化を防ぐことを目的としている。現在施設のない島しょ部に新たな地域子育て支援拠点事業所を設ける事で、島しょ部の子育て世帯への支援の拡充をはかる。

(3) 業務内容

別紙「地域子育て支援拠点事業委託仕様書」(以下「仕様書」といいます。)のとおりのとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

2 見積限度額

事業委託料と開設準備金の合計額。

なお、参考見積書の金額が、見積限度額を超過した場合は失格とします。

事業委託料：開設日数等によって市が定める基準による。別表のとおり。

開設準備金：ベビーベッド等事業の実施に必要な備品の購入(パソコンや車両等の資産価値のある物は除外)や改修の費用として最大250,000円支給する。

別表

単位：千円

| 事業委託料 | 基本 | | 加算 |
|-------|-----------|-------|-----------|
| | 開設日数(日/週) | *市基準額 | *地域支援事業※1 |
| | 3～4日 | 3,989 | 856 |
| | 5日 | 4,891 | |
| | 6～7日 | 5,795 | |

*年額のため、提示している市基準額を12月で割り開設月数を乗じたものが限度額となる。(千円未満の端数は切り捨て)

※1 地域子育て支援拠点事業実施要綱(平成26年5月29日雇児発0529第18号)の4の(2)の⑥地域支援に規定する(ア)高齢者・地域学生等地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組、(イ)地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事等を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組(ウ)地域ボランティアの育成・町内会・子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組、(エ)地域子育て支援事業を利用したくても利用できない家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組のいずれかを実施する場合に加算する。

<委託料の計算方法>

例1 週3日開設、地域支援事業を行い、10月から開設

$(3,989,000 \text{ 円} + 856,000 \text{ 円}) \times 6/12 \text{ 月} + 250,000 \text{ 円} \div 2,672,000 \text{ 円}$

例2 週5日開設、地域支援事業は行わず、12月から開設

$4,891,000 \text{ 円} \times 4/12 + 250,000 \text{ 円} \div 1,880,000 \text{ 円}$

3 実施形式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者(以下「参加者」といいます。)とします。

- (1) 市税等において未納がない者
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 公告日から契約締結の間において、今治市建設工事指名停止措置要綱(平成17年今治市要綱第18号)に基づく指名停止措置を受けている期間がない者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (5) 今治市暴力団排除条例(平成22年今治市条例第50号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者

5 担当部署

今治市役所 こども未来部 こども未来課

〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1

TEL: 0898-36-1529

FAX: 0898-34-1145

E-MAIL: kodomo@imabari-city.jp

6 評価項目及び評価基準

別紙のとおり

7 実施要領等の配布

(1) 配布期間

令和5年8月14日(月)から令和5年8月28日(月)午後5時15分まで

(2) 配布場所及び方法

今治市こども未来課ホームページよりダウンロードしてください。

<https://www.city.imabari.ehime.jp/kodomo/proposal/02/>

8 参加表明

(1) 提出期間

令和5年8月14日(月)から令和5年8月28日(月)午後5時15分まで(必着)

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記5「担当部署」

(3) 提出書類

ア 参加表明書(様式第1号)

イ 事業者概要(様式第2号)

ウ 実績調書(様式第3号)

エ 今治市税完納証明(原本)

オ 消費税及び地方消費税納税証明書(写し可)

カ 登記事項証明書(法人の場合)(原本)

キ 印鑑登録証明書(原本)

ク 申立書(様式第4号)(提出書類のうち、正当な理由があり提出できない書類がある場合に提出)

なお、当該業務の実施年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱(平成17年今治市要綱第92号)又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱(平成22年今治市要綱)の規定により入札参加資格者として認定されている者は、エ～キの書類について、これを省略することができる。

(4) 提出部数

原本1部

副本1部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送(郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。)により提出するものとします。

(6) 参加資格の審査及び結果の通知

提出された参加証明書等により、前記4「参加資格要件」を満たしているか

について審査し、その結果を参加資格審査結果通知書により令和5年8月29日（火）までに通知します。

9 企画提案書の提出

(1) 提出期間

令和5年8月29日（火）から令和5年9月15日（金）午後5時15分まで（必着）
ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出場所

前記5「担当部署」

(3) 提出書類

- ア 企画提案書提出届（様式第6号）
- イ 企画提案書（任意様式）
- ウ 参考見積書（様式第7号）

(4) 提出部数

- ア 正本1部
- イ 副本8部

(5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送により提出してください。

10 選定方法

選定は、地域子育て支援拠点事業業務委託プロポーザル選定委員会が行い、前記6「評価項目及び評価基準」により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」といいます。）を選定します。

(1) プレゼンテーション審査

企画提案書を提出した者に対し企画提案についてのプレゼンテーション審査を実施し、前記6「評価項目及び評価基準」で示す評価基準に基づいて評価を行う。最高得点を挙げた参加者が2者以上いる場合は、前記6「評価項目及び評価基準」による（2）企画提案力の評価項目の評価点を合算した値が高い提案者を上位とします。

プレゼンテーションは、説明員と審査員が対面で行う方法とします。ただし、新型コロナウイルス感染症等の状況により、対面での実施が困難な場合はWeb会議システム上でのプレゼンテーションによることもあります。

(2) 参加者が1者の場合は、プロポーザル選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定します。

(3) 全ての企画提案について、契約の目的を達成できないものであると判断したときは、契約候補者を選定しないものとします。

(4) プレゼンテーション等の実施内容の詳細については、後日連絡します。

11 選定結果

選定結果を電子メールにより参加者全員に通知します。

12 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 参考見積金額が、見積限度額を超えた場合
- (5) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (6) プロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (7) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (8) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

13 その他

(1) 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を今治市に請求することはできません。

- (2) 契約書については、提示した契約書(案)により作成します。

